

日程第 10. 議案第 17 号 平成 28 年度南風原町一般会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 10. 議案第 17 号 平成 28 年度南風原町一般会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき 総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 17 号 平成 28 年度南風原町一般会計予算。審査の経過 本案は、3 月 3 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託されました。当委員会では 3 月 8 日、10 日に関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、審査を行いました。審査の日程について。3 月 8 日に民生部こども課・保健福祉課、総務部税務課・住民環境課。3 月 10 日に民生部国保年金課、総務部総務課・企画財政課を審査しました。14 日午前中に連合審査会を行い、経済教育常任委員会から留意事項が 2 点と報告があり、当委員会からは留意事項 3 点と報告しました。15 日には連合審査会で審査した内容について、まとめと採決を行い、留意事項は 5 点となりました。連合審査会を終え、総務民生常任委員会での審査経過を報告します。連合審査会のなかで、宮城寛淳議員から質疑がありました予算書 13 ページ、歳入 1 款 1 項、町税において個人町民税が 6,078 万 7,000 円の増となった要因について、執行部から再度説明を受けました。委員会で使用した説明資料に錯誤があり、正しい資料として「平成 28 年度予算説明資料」を用いて 2 点の訂正の説明を受けました。1 点目に、納税義務者数が対前年度比で 920 人増加ではなく、744 人増加したこと。2 点目に、1 人当たりの課税額は 2,300 円程度減額しているのではなく、198 円の減額（対前年度比の減額率は 0.24 パーセント）だったと 2 点の訂正がありました。そのため、個人町民税が 6,078 万 7,000 円の増となった要因として、納税義務者数の増加が要因であることが分かり、1 人当たりの課税額に大きな差がないことを確認しました。以上の審査報告と質疑の経過があり、15 日の午前に連合審査会のまとめを行いました。

経済教育常任委員会から付された 2 点の留意事項について、当委員会としても異論はなく、全委員の同意により留意事項として付すことに決定し、議案第 17 号 平成 28 年度南風原町一般会計予算について、総務民生常任委員会の審査を終えました。討論に入り、討論はありませんでした。採決の結果、留意事項 5 点を付して、全会一致により可決いたしました。

留意事項を読み上げます。1 点目、民生部こども課。予算書 82 ページ、83 ページ。歳出 3 款 2 項 1 目。児童福祉総務費。子どもの貧困対策事業関係費として、子どもの元気支援補助員 2 人の報酬、公用車リース料及び支援を必要とする子どもの居場所への子どもの貧困緊急対策事業補助金については、社会福祉協議会、各種団体及び様々な機関が総合的に連携することが重要である。庁内においては、民生部と教育部の連携等、全庁的な体制で子どもの貧困解決に向けて取り組むこと。

2 点目、民生部こども課。予算書 85 ページ。歳出 3 款 2 項 1 目。病児・病後児保育事業委託料。病児・病後児保育事業の委託先が 1 カ所であり、町民ニーズに対し十分に対応できていない状況がある。町民ニーズを満たすために、同事業の委託先となる施設を増やすよう取り組むこと。

3 点目、民生部こども課。予算書 86 ページ。歳出 3 款 2 項 2 目。保育所等整備交付金事業補助金（新設）。平成 27 年 3 月に策定した、子ども・子育て支援事業計画の 53 ページにある各年度における新規の確保方策（全体）の事業計画を前倒しして実施していることは待機児童の解消に向けた早期の取組として高く評価する。一方、平成 28 年 4 月入所に係る待機児童が解消される見込みがないことから、引き続き待機児童解消に向けた取組を強化すること。

4 点目、経済建設部産業振興課。予算書 107 ページ。歳出 7 款 1 項 2 目 19 節。南風原町観光協会補助金。南風原町観光協会補助金について。南風原町観光協会は、将来の自立に向けて運営・体制強化を図るとともに、観光振興施策の充実に向け関係機関等とさらに連携を図ること。

5 点目、教育部生涯学習文化課。予算書 131 ページ。歳出 10 款 5 項 1 目 8 節。報償費。安全管理員・学習アドバイザー謝礼金。放課後子ども教室について。すべての児童に安心・安全な居場所を確保するため、放課後子ども教室は教育委員会のみではなく、児童館や学童クラブ等、民生部と連携し放課後対策の総合的な推進を図ること。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 17 号 平成 28 年度南風原町一般会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。